

弘前市 こども[★]も[★]誰^Qでも[★] 通園制度

令和7年4月
開始しました

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

利用料

- ・ 各施設で設定した利用料
(1時間 300円以内)

つぎに該当する世帯は利用料金の減免があります。

- 生活保護法による被保護世帯
- 市民税額が77,100円以下の世帯
- 社会的養護が必要な世帯

詳しくはこちらを
ご覧ください。



こども誰でも通園制度を利用すると……

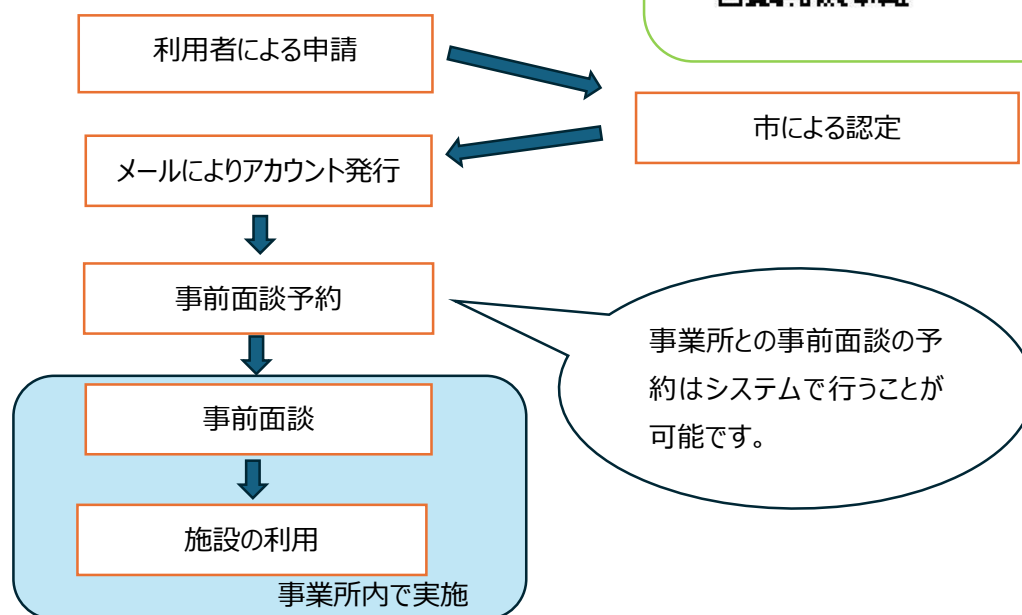
こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がある場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

利用の方法について



利用者認定
電子申請は
こちら！

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

問い合わせ先

弘前市健康こども部こども家庭課保育係

弘前市大字上白銀町1-1 TEL 0172-35-1131(直通)